

サービス付き高齢者向け住宅に対する住所地特例制度及び介護保険制度適用を求める意見書

平成 23 年 4 月に、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正されたことにより新たに創設された、見守り等のサービスを受けながら高齢者が暮らすことのできる「サービス付き高齢者向け住宅」の整備については、国が様々な支援（整備費補助、税制上の優遇処置等）を行いながら促進しており、本市においても急速に整備が進んでいる。

このような「サービス付き高齢者向け住宅」は、特に大都市周辺で、利便性がありかつ比較的地価の低い衛星都市部において建設される傾向があり、このことが本市における急速な進出の要因とも推測される。

一方、住宅地の市町村の被保険者となることが原則である介護保険制度等では、施設所在市町村の介護保険給付費等の増加を防ぐため、特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の施設入所者を引き続き入所前の市町村の被保険者とする「住所地特例」の仕組みが設けられているが、サービス付き高齢者向け住宅については一定の要件を満たすものを除き、この「住所地特例」の適用対象外となっている。

こうしたことから、現在、急速な進出が進む「サービス付き高齢者向け住宅」の所在する市町村が、他の都道府県や市町村から転入してきた入居者の介護や医療の費用を新たに負担することになり、介護保険や国民健康保険財政に大きな影響を与えることが懸念される。

今後も高齢化が一層進展することで、こうした影響はさらに拍車をかけ大きくなることは必至である。

よって、本市議会は国に対し、下記事項の実現を強く要望するものである。

記

- 1 介護保険等の住所地特例の対象拡大など、サービス付き高齢者向け住宅の所在する市町村の保険財政の安定化が図られるような適切な処置の実施を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 1 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

あて